

# 令和 5 年 7 月大雨災害に対する支援情報

7 月 13 日 (木) 現在  
7 月 13 日 (木) 発行  
日田市災害対策本部

7 月 8 日からの大雨によって被害に遭われた市民の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

市では、一日も早く、市民の皆様が元の生活と安心して暮らせるまちを取り戻すために、次にお知らせします災害支援に取り組んでおります。

支援情報の詳細は市ホームページ（右記二次元コード）でも確認できます。



## ① り災証明書の申請手続【問合せ】 税務課資産税係 ☎22-8206（市役所 1 階）

り災証明書は、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、家屋の被害程度について証明するものです。申請手続を下記の窓口、郵送等で行っています。

- 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- 受付場所 税務課資産税係、各振興局、各振興センター
- 必要書類 【窓口受付】 申請書、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもの（免許証、保険証等）  
【郵送受付】 申請書、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもののコピー

※同一世帯でない人による申請や立会いの場合は、委任状が必要です。

※現地確認及び証明書の発行は、後日となります。また、災害に係る証明書は、無料で交付します。

※補修を行う前に、被害家屋の写真を撮影しておいてください（浸水の高さ、破損箇所がわかる写真）。

## ② 被災者への支援【問合せ】 社会福祉課福祉総務係 ☎22-8203（市役所 1 階）

- タオルケット・緊急セット（タオル、軍手、絆創膏、ラジオ等 24 品目）等の配分（日本赤十字関係）

区分	タオルケット	緊急セット	ブルーシート
住宅の全壊、流出、半壊等で寝具が使用できない場合	世帯人員枚数	世帯人員 4 人 ごとに 1 個	世帯に 1 枚
半壊、床上浸水			—

### ■ 日田市災害被災者住宅再建支援金

次のような被害に遭われた建物にお住まいの人は、日田市災害被災者住宅再建支援金が受けられます。

- ①【全壊】 ②【大規模半壊】 ③【中規模半壊】 ④【半壊】  
⑤【準半壊（床上浸水）】 ⑥【準半壊に至らない一部損壊（床上浸水）】

・ 必要書類 住民票、り災証明書、通帳の写し等

### ■ 災害援護資金の貸付

住居や家財に損害がある場合は、災害援護資金の貸付を受けることができます。

なお、所得の状況によって貸付を受けることができない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

・ 必要書類 所得証明書（最新年度分）、り災証明書、滞納のない証明書、住民票の謄本及び印鑑証明書

※日田市住宅再建支援金、災害援護資金で必要な住民票等は無料で交付します。

## ③ 消毒液の配布【問合せ】 健康保険課保健医療係 ☎22-8370（市役所 3 階）

住居の被害に遭われた人に、消毒液を配布しています。

- 配布物 消毒液（屋内消毒用：ベンザルコニウム塩化物液 500ml ※希釈して使用）

- 配布場所 3 日以内窓口（市役所 1 階）、健康保険課保健医療係（市役所 3 階）、  
小野・大鶴・夜明振興センター

- 配付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※平日のみ。

## ④ 住家等にかかる土砂撤去【問合せ】 防災・危機管理課 ☎22-8363（市役所 4 階）

災害によって、家屋などに入り込んだ土砂や倒木の撤去を行います。対象となる施設は住居、公民館、集会所、里道、水路などです。

裏面もあります

## ⑤行政相談【問合せ】総務課行政係(3日以内窓口) ☎22-8233 (市役所1階)

7月の定例行政相談では、行政相談委員のほか大分行政監視行政相談センターから職員が来庁し、災害等に係る国・県・市の支援策などの問合せや相談等も受け付けます。

■日時 7月25日(火)午前10時～正午 場所：市役所7階701会議室

## ⑥ごみの収集【問合せ】環境課生活環境係☎22-8208 (市役所2階)

### ■家庭から出される生活ごみ

通常通り収集しますので、午前8時までに決められたごみステーションに市指定のごみ袋に入れて出してください。なお、**通行止め等の状況によって収集に行けない場合は、収集ができるようになるまで家庭で保管していただくよう、ご協力をお願いします。**

### ■災害ごみ

処理については、上記にお問い合わせください。

## ⑦農地・農業施設の被害調査【問合せ】農業振興課基盤整備係☎22-8202 (市役所3階)

- ・被災した農地・農業施設については、農業振興課基盤整備係又は各振興局にご一報をお願いします。
- ・被害調査を行う際、立会い等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- ・被害が広範囲に及んでいることから調査に時間を要することが想定されます。

## ⑧賃貸型応急住宅・市営住宅等の提供

【問合せ】建築住宅課住宅係☎22-8218 (市役所5階)

住宅が**全壊**、**半壊**もしくは**床上浸水**などで住まいにお困りの人を対象に、賃貸型応急住宅・市営住宅等を提供します(被害状況によって期間が変わります)。

## ⑨被災住宅の応急修理【問合せ】建築住宅課公共施設整備係☎22-8312 (市役所5階)

大雨による災害のため住宅が【大規模半壊】、【中規模半壊】、【半壊】、【準半壊】の被害を受け、**被災した住宅の寝室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する必要がある人**はご相談ください。

## ⑩税金や使用料等の減免・猶予制度

災害等によって生活が著しく困難になった人には、税金等が減免される場合があります。また、税金等を一時的に納付できないときには、納付の猶予を受けられる場合があります。

※それぞれの支援制度には一定の適用基準が設けられていますので、詳細は支援制度ごとに記載している問合せ先にご相談ください。

■市県民税、国民健康保険税、介護保険料の減免

[税務課市民税係☎22-8396]

■固定資産税の減免

[税務課資産税係☎22-8206]

■市税等納付猶予

[税務課納税係☎22-8205]

■後期高齢者医療保険料の減免・支払猶予

[健康保険課国保・年金係☎22-8271]

■国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免・支払猶予

[健康保険課国保・年金係☎22-8271]

■国民年金保険料の免除

[日田年金事務所☎22-6174]

■上下水道料金の減免(住宅等の清掃用に使用した場合等)

[経営管理課窓口係☎22-8224]

■介護サービスの利用料の軽減

[長寿福祉課介護保険係☎22-8264]

## ⑪災害ボランティアに関する事【問合せ】日田市社会福祉協議会☎24-7026